

住居確保給付金のご案内

令和2年4月20日から対象者が拡がります

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

※職業訓練受講給付金を受給されている方は対象とはなりません

これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



主な給付要件チェックリスト

※相談時に別途資産要件の確認が必要

項目	チェック欄										
① 離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少している	<input type="checkbox"/>										
② 収入基準額を超える収入を得ていない（手当・年金等も含む） 【二戸市、軽米町、九戸村、一戸町の場合】（単位：万円）	<input type="checkbox"/>										
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単身世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入基準額（月額）</td> <td>109,000</td> <td>152,000</td> <td>180,000</td> <td>215,000</td> </tr> </tbody> </table>		単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	収入基準額（月額）	109,000	152,000	180,000	215,000	
	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯							
収入基準額（月額）	109,000	152,000	180,000	215,000							
③ ①の状態になる前に、世帯生計を主として維持していた	<input type="checkbox"/>										

支給決定となった場合の家賃給付上限額

	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯
支給家賃額（上限額）	31,000	37,000	40,000	40,000

すべての項目にチェック✓が付いた方は、住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、表面の【くらしの相談窓口】に相談してください。

よくあるお問い合わせ



Q.「離職又は事業を廃止した場合と同等程度」とはどういうことですか？

A.本人の責めによらない理由により、勤務日数や勤務時間が減少した場合や、就労の機会が大幅に減少した場合を指すもので、例えば以下のような場合を想定しています。

- (例1) スポーツジムが一部休業することとなり、週4～5日活動していたところ週2～3日程度以下となったスポーツジムインストラクター
- (例2) 参加予定であった海外からのゲストを招いた2週間のイベントが自粛のため中止となったフリーの通訳者
- (例3) アルバイトを2つ掛け持ちしている者において、景気の悪化により1つの事業所が休業となり、シフトがなくなった。
- (例4) 自粛により宿泊のキャンセルが相次いだ旅館業を営む者

なお、上記は例示ですので、これを目安として、自治体において柔軟な対応をお願いしています。



Q.「離職又は事業を廃止した場合と同等程度」の確認方法は
どうすればいいでしょうか？

A.雇用労働者の場合は、労働条件が確認できる労働契約書類と勤務日数や勤務時間の縮減が確認できる雇用主から提示されたシフト表等。

個人事業主においては、店舗の営業日や営業時間の減少が確認できる書類や、請負契約により収入を得ている場合は、注文主からの発注の取り消しや減少が確認できる書類等とします。

社会福祉協議会で実施されている特例貸付が行われたことがわかる書類等も活用できます。

さらにこのような書類がない場合は申立書の活用も可能です。

Q.フリーランスで暮らしており、仕事が激減しました。
住居確保給付金を受けられますか？

A.可能です。フリーランスや自営業者の方については、本人の意向や状況に応じ、現在の就業形態を維持しつつ、それに加えて、例えば、アルバイトなどの短期的な雇用で当面の生活費をまかなうといった対応もできます。

現在の就業を断念していただくものではありません。

<お問い合わせ先>

二戸市社会福祉協議会 くらしの相談窓口

電話：0195-43-3588

住所：二戸市福岡字八幡下11番地1（二戸市福祉センター2階）

受付時間：月～金曜日 8:30～17:15（祝日は除く）